

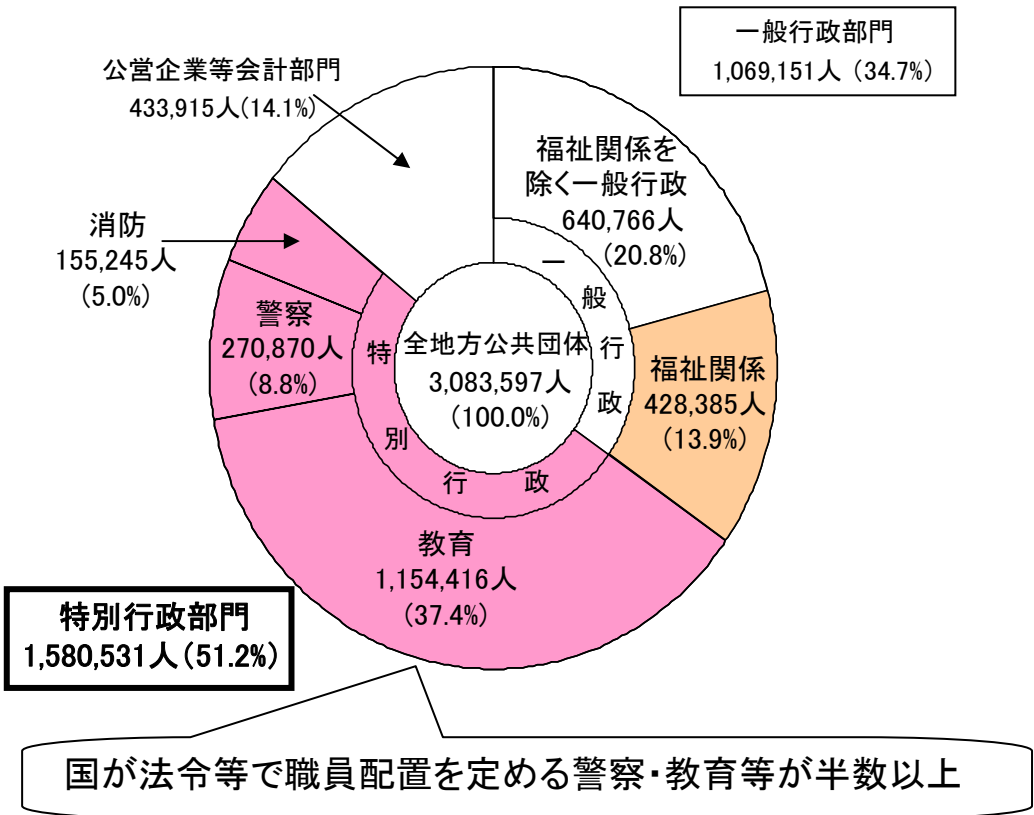
地方行革関係資料

平成17年11月18日

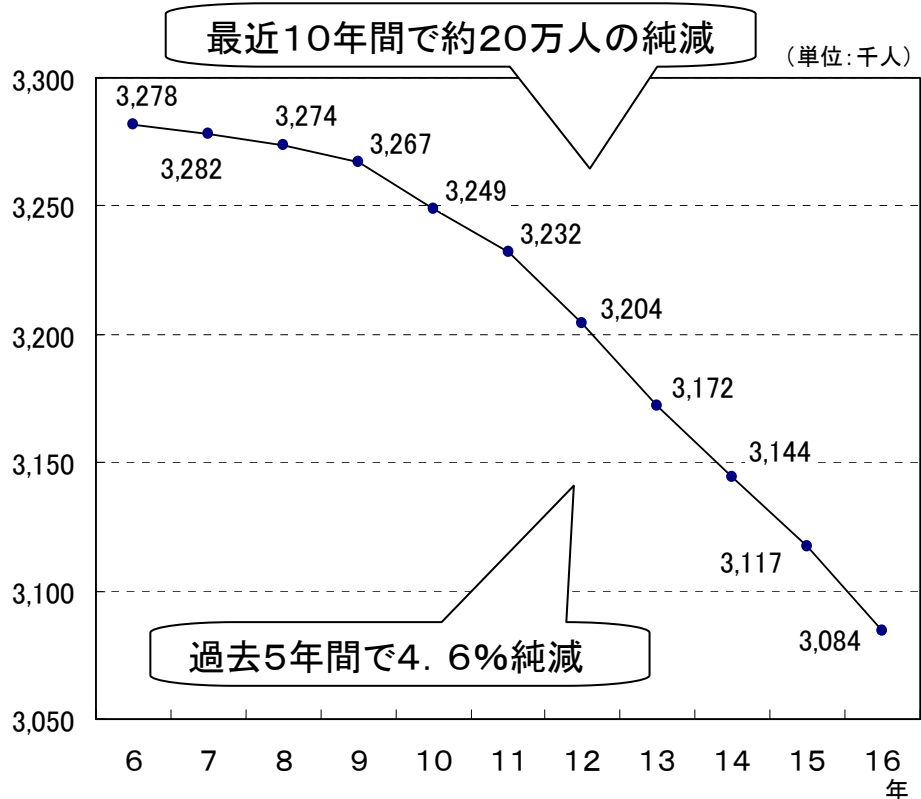
総務省自治行政局

地方公共団体における定員削減の状況について

部門別職員数(全地方公共団体)



地方公共団体職員総数の推移(平成6~16年)



地方公務員数(部門別)の推移(全団体)

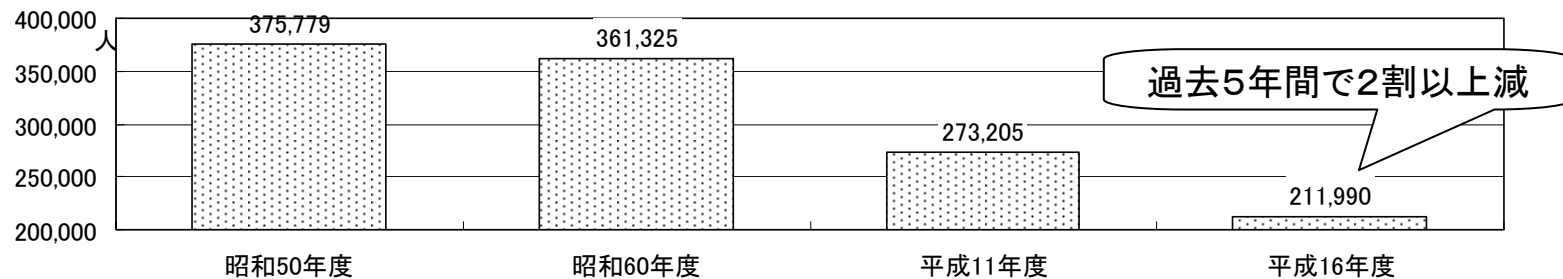
(千人、%)

区 分	H11.4.1	H16.4.1	H16.4.1-H11.4.1	
	職員数	職員数	増減数	増減率
福祉関係を除く一般行政	680	641	△39	△5.8
福祉関係(介護サービス事業関係を含む)	481	454	△27	△5.6
教育	1,227	1,154	△73	△5.9
教員以外	304	271	△33	△11.0
教員	922	884	△38	△4.2
警察	259	271	+12	+4.4
消防	153	155	+2	+1.5
公営企業等会計	432	434	+2	+0.5
病院	229	232	+3	+1.1
水道	68	61	△7	△10.7
交通	44	35	△9	△20.7
下水道	43	39	△4	△10.4
その他	48	68	+20	+42.9
介護サービス事業関係以外	48	42	△6	△11.2
介護サービス事業関係(再掲)	-	26	+26	皆増
計	3,232	3,084	△148	△4.6

(注)H13.4.1現在調査以降、介護サービス事業関係の調査区分が「一般行政」中の「福祉関係」から「公営企業等会計」に変更されていることから、「一般行政」中の「福祉関係」に「公営企業等会計」の「介護サービス事業関係」を加えて、「福祉関係」の実質的な増減率を算出しているもの

※増減率は、人単位をベースに計算

最近における技能労務職員数の推移



国の配置基準等を定めている事例

○小・中学校教職員

→「公立義務教育諸学校学級編制及び教職員定数標準法」による都道府県ごとの標準数（法律）

○警察官

→「警察法施行令」による都道府県ごとの基準数（政令）

○保健所の医師

→「地域保健法施行令」による保健所ごとの配置基準（政令）

○保育所の保育士

→「厚生労働省令（児童福祉施設最低基準）」による乳児数に応じた配置基準（省令）

○児童福祉施設の看護師

→「厚生労働省令（児童福祉施設最低基準）」による乳児数に応じた配置基準（省令）

○福祉事務所の現業職員

→「社会福祉法」による事務所ごとの標準数（法律）

○老人福祉施設の従業員

→「厚生労働省令（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）」による施設ごとの配置基準（省令）

○消防職員

→「消防庁告示（消防力の整備指針）」による配置指針（告示）

ほか

給与の適正化及び独自の給与削減措置について

国家公務員給与と比較した指数(※)でも、既に9割の団体は国以下。全団体の平均は97.9

※学歴や経験年数の差による影響を補正し、国を100として計算した指数(ラスパイレス指数 ピークは110.6(S46))

過半数の地方公共団体が、独自の給与削減措置により、
 (2,465団体中1,373団体(55.7%))
年額1,450億円以上を削減
 (1,451億円) (平成17年4月1日現在調査)

【参考】

都道府県・指定都市における地方公務員(一般職)の給料削減率

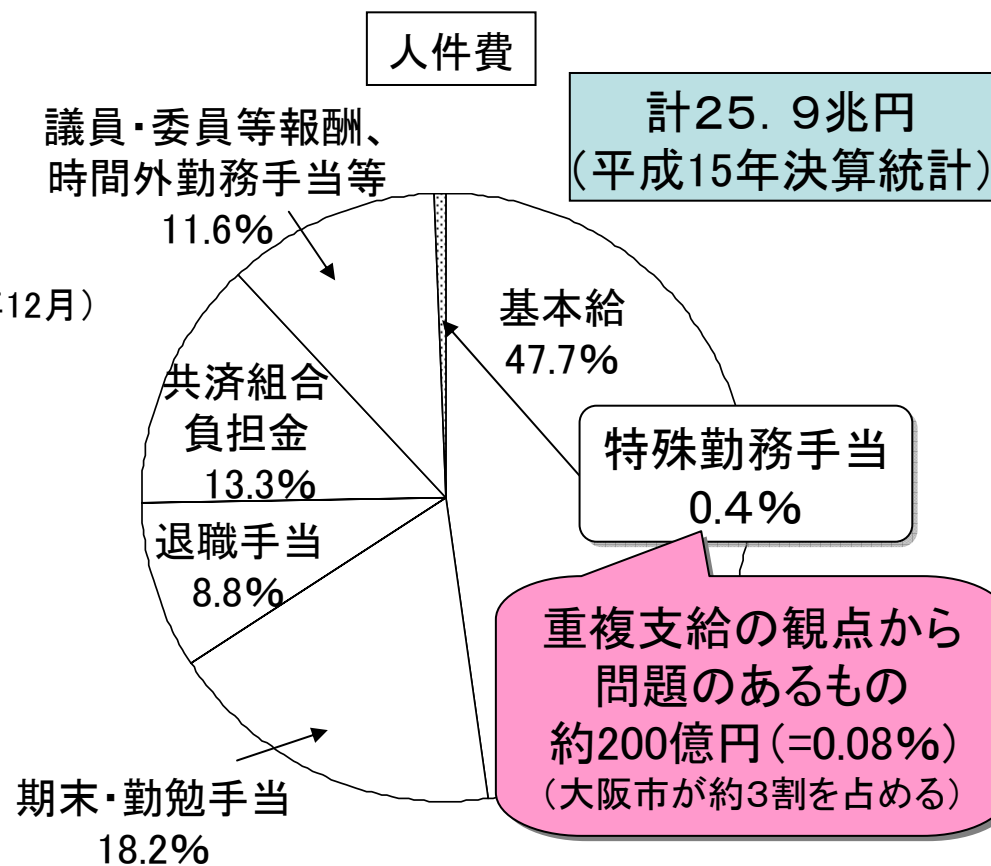
(平成17年4月1日現在)

削減最高率	給料削減を実施している地方公共団体 (抑制措置の内容)
8%~	島根県(10~6%)、長野県(10~5%)、香川県(10~4%)、広島市(9~3%)
5%~8%	青森県(6~2%)、新潟県(5~3%)、富山県(5%・3%)、滋賀県(5~2%)、鳥取県(6~4%)、岡山県(6~2.8%)、広島県(7~3%)、高知県(5%・3%)、名古屋市(5.5~1%)、大阪市(6~2%)
3%~5%	群馬県(3.5%・1%)、千葉県(3%・2%)、神奈川県(4%)、京都府(3.5%・2.5%)、奈良県(4~2%)
2%~3%	和歌山県(2%・1%)、大分県(2%)、鹿児島県(2%)
~2%	北海道(1.7%)、宮城県(1.5%)
その他	大阪府(昇給の24月延伸等)、兵庫県(昇給の12月延伸)、福岡県(成績特昇の凍結)

特殊勤務手当等の適正化について

特殊勤務手当等の適正化

- 特殊勤務手当について特別調査(全都道府県、政令市)を実施
⇒重複支給の観点から問題のあるものについて、具体的な団体・手当名を公表し、見直しを要請(平成16年12月)
- 徒歩通勤者に係る不適正な通勤手当について全国調査を実施
⇒274団体を公表し、是正を要請。(平成17年1月 (推計1億円程度))



新地方行革指針に基づく諸手当の総点検等

- 全ての地方公共団体が平成17年度中に公表する「集中改革プラン」の中で、諸手当の総点検、具体的な取組を明示するよう要請、総務省もフォローアップ
- 各地方公共団体の全手当の状況を給与情報公表システムにより公表

新地方行革指針による地方行革の推進について

目標の数値化 わかりやすい指標の採用 など

平成17年度

中

新地方行革指針(平成17年3月29日総務事務次官通知)に基づき、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「**集中改革プラン**」を公表

- ・事務・事業の再編・整理
- ・民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)
- ・定員管理の適正化(退職者数及び採用者数の見込み、平成22年4月1日における定員目標を明示)

⇒地方公共団体の総定員の4.6%以上の純減を目指す

【参考】新地方行革指針(抜粋)

「過去5年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により4.6%(平成11年から平成16年)純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。」

- ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しなど)
- ・第三セクターの見直し ・経費節減等の財政効果 など

※地方公営企業についても公表

公の施設の指定管理者制度について

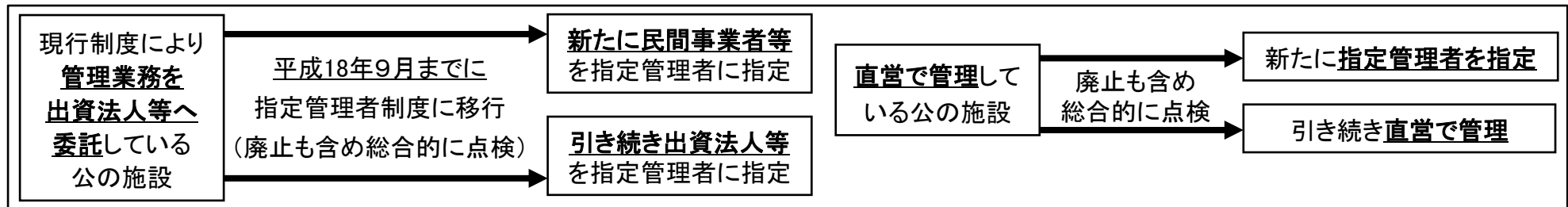
○地方自治法改正前<管理委託制度>

地方公共団体の管理権限の下で、管理業務を地方公共団体の出資法人等に委託
→民間事業者等は対象外

○改正後<指定管理者制度>

平成15年9月2日～

「指定管理者」(地方公共団体が指定)が管理(管理主体に特段の制約なし)
→民間事業者等の参入可能



指定管理者制度の導入状況(平成16年6月1日現在)

⇒平成15年9月(改正地方自治法施行)からの9か月間で、393団体で導入済み

導入団体数 393団体 (都道府県10団体、指定都市9団体、市区町村374団体)
 導入施設数 1,550施設 (都道府県13施設、指定都市380施設、市区町村1,157施設)
 指定管理者数 841団体

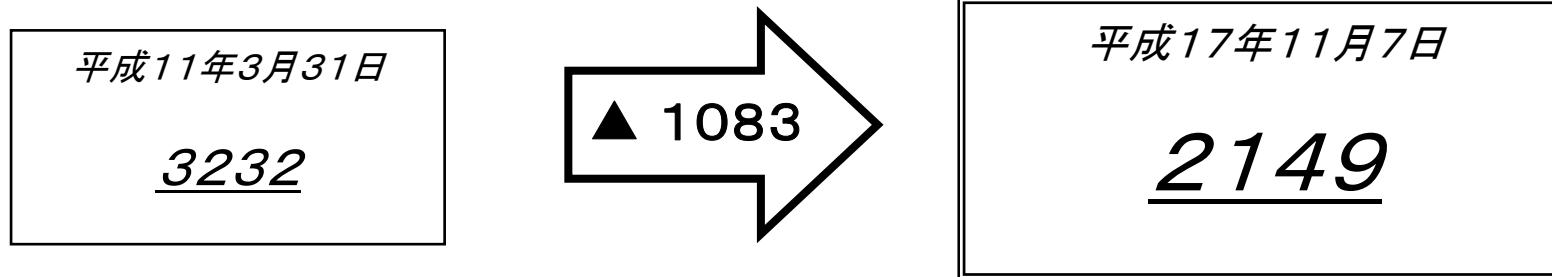
【指定管理者制度の活用例】

- (北九州市)・小倉城・庭園・水環境館(観光施設)を、平成16年4月から市内の百貨店が管理
⇒委託料で年間約1千8百万円、人件費も含めると年間約3千6百万円の経費節減効果
- (山梨県)・観光施設(ゴルフ場、レジャー施設、レストラン)を、平成16年4月から民間のレジャー会社が管理
- (横浜市)・市立病院を、平成17年4月から日本赤十字社が管理

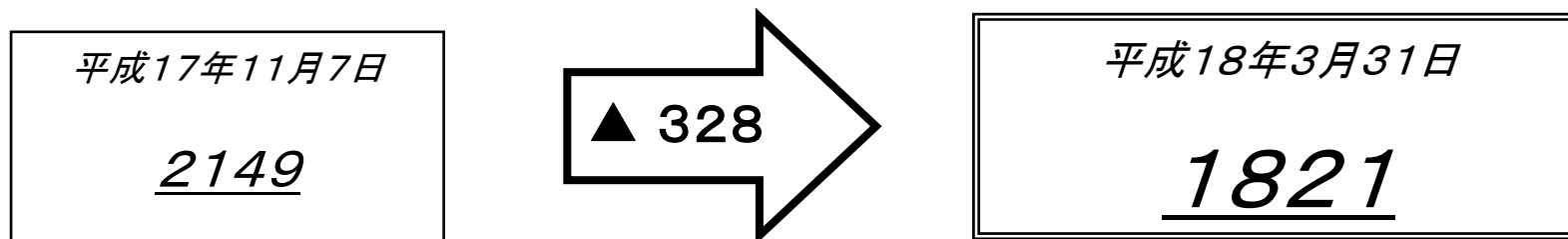
市町村合併関係

市町村合併の推進状況について

■ 市町村合併の実績 (平成11年度～17年度)



■ 今後の合併予定



注1 市町村長から都道府県知事への申請済み分で、都道府県知事の合併決定・官報告示を終えていないものを含む。

注2 合併新法による合併1件を含む。(H18.1.10に高松市が牟礼町を編入)

再編スタート!

新時代の地域づくりに向け

これからの地域づくりを進めるために、

平成17年4月、県民局がスタート。

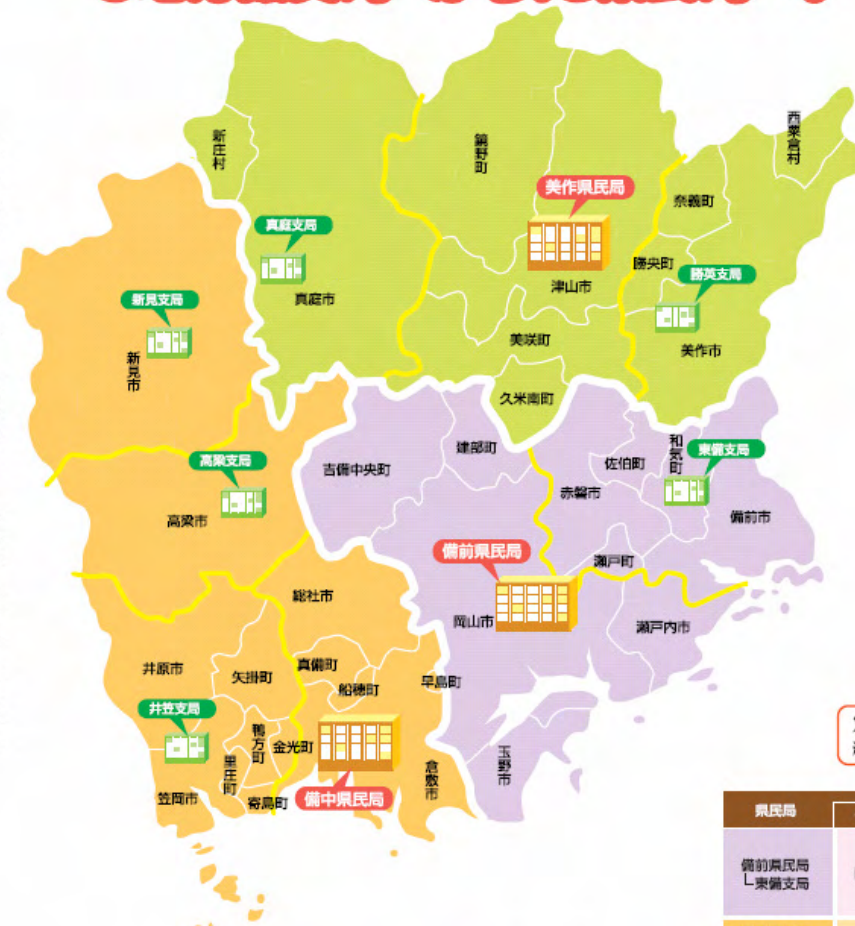
新たな課題へ素早く、的確に対応できる、より効率的な組織として、「県民局」は、県民のみならず、地域の方々と向き合い、地域の政策全般を担います。



岡山県知事
石井正弘

岡山県は、全国に先駆けて、昭和49年に総合的な出先機関である地方振興局を設置し、地域の振興発展や総合的な行政サービスの提供に努めてまいりました。以来30年が経過し、時代に対応した新たな体制を整備するため、地方振興局を再編し、新たに県民局を設置することとしました。地方振興局の再編は、第3次行財政改革の中の最大の取組課題であり、地方分権改革の大きな流れの中で、本県の将来の発展のために避けては通れない改革です。県民局の設置を機に、地域や県民との協働、市町村への権限移譲を進めながら、さらなる行財政改革に全力一丸となって取り組み、全国に範を示してまいります。そして、これまで地方振興局が果たしてきた役割、機能を引き継ぎながら、新しい時代に対応した真に効率的な行政体制の確立を目指してまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

9地方振興局 から、3県民局へ。



※平成17年4月の県民局の体制を示しています。

- 備前局の所管区域
- 備中局の所管区域
- 美作局の所管区域
- 支局の担当区域

県民局の新たな役割

県民局では、これまで地方振興局が担ってきた機能を引き継ぐとともに、県民の参画と協働を推進する地域の総合出先機関として、機能の強化、体制の充実を図ります。

企画・立案機能の強化

- 企画・立案機能、総合調整を担う「地域政策部協議推進室」を設置します。
- 県民との幅広い協働をベースに、地域の特徴あるプロジェクトや先駆的取組などを体系化した「夢づくり協議プログラム」を策定します。

総合調整機能の強化

- 本庁から県民局へ権限委譲を進め、県民局において申請から決定までの一連の手続きを完了させ、二重行政の解消に取り組みます。
- 地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進します。

地域住民との協働による施策の展開

- 協働施策を地域全体で推進するため、住民や市町村、各種団体などの参画による「協働の推進と地域の意見を聞く場」を設けます。

地域ニーズの県政への反映

- 地域ニーズを踏まえて、本庁と県民局が一体となった政策を推進するため、県民局長が本庁の政策企画推進会議等の構成員となるなど、本庁と局の連携体制を強化します。

市町村支援機能の強化と連携体制の構築

- 職員の出遣や交流など、市町村への人的支援を強化します。
- 市町村への助言、協力など、密接な連携体制を構築します。

定数削減目標:340人程度の人員削減を目指します。
経費削減効果:50億円以上の経費削減効果を生み出します。

県民局	位置	人口	面積	所管区域
備前県民局 └東備支局	岡山市	90.1万人	1,900km ²	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤松市、建部町、瀬戸町、佐伯町、和賀町、吉備中央町
備中県民局 └井笠支局 └高梁支局 └新見支局	倉敷市	78.9万人	2,462km ²	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、早島町、船穂町、金光町、備前町、寄島町、里庄町、矢掛町、真備町
美作県民局 └真庭支局 └勝英支局	津山市	26.1万人	2,743km ²	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町